

令和3年第2回定例会（12月議会） 建設委員会（分科会） 会議の概要

書記 伴 藤 崇 録

招集年月日時 令和3年11月25日（木曜日）
予算特別委員会終了後
招集場所 議事堂 建設委員会室

本定例会（12月議会）における案件（委員会）

1 議案第205号

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

2 議案第213号

公の施設の指定管理者の指定について

3 議案第214号

公の施設の指定管理者の指定について

4 議案第215号

公の施設の指定管理者の指定について

5 付託案件以外の所管事項

本定例会（12月議会）における案件（分科会）

1 議案第193号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（建設部、出納局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の関係部門）

2 議案第194号

令和3年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算（第1号）

3 議案第195号

令和3年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

4 議案第198号

令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算（第2号）

令和3年11月25日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 審査日程

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤 信 喜
副委員長	鳥井 修
委員	川口 一
委員	工藤 嘉 範

委員	瓜生 望
委員	渡部 英 治
委員	小野 一 彦
書記	
議会事務局議事課	伴藤 崇
議会事務局政務調査課	村上 忍
建設部建設政策課	鎌田 大 将

会 議 の 概 要

午前10時31分 開議

出席委員

委員長	佐藤 信 喜
副委員長	鳥井 修
委員	川口 一
委員	工藤 嘉 範
委員	瓜生 望
委員	渡部 英 治
委員	小野 一 彦

説明者

建設部長	佐藤 秀 治
建設部建設技監	田中 倫 英
建設部港湾技監	鮫島 和 範
建設部次長	佐々木 寿 一
建設部次長	奈良 滋
建設部建設産業振興統括監	浅井 学
参事（兼）営繕課長	佐藤 温
建設政策課長	三浦 卓 実
会計管理者（兼）出納局長	奈良 聡
監査委員事務局長	智田 邦 英
労働委員会事務局長	岡崎 佳 治

委員長

本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。第2回定例会12月議会を通しての会議録署名員には、瓜生委員、渡部委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらを御覧ください。審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。審査日程は、原案のとおり決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

本日はこれをもって散会し、12月7日、火曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の審査から行います。

散会します。

午前10時32分 散会

令和3年12月7日（火曜日）

本日の会議案件

- 1 分科会会議録署名員の指名
- 2 議案第193号
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（監査委員事務局及び労働委員会事務局の関係部門）
（趣旨説明・質疑）
- 3 監査委員事務局関係の付託案件以外の所管事項
（質疑）
- 4 労働委員会事務局関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）
- 5 議案第193号（再掲）
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（出納局の関係部門）
（趣旨説明・質疑）
- 6 出納局関係の付託案件以外の所管事項
（質疑）
- 7 議案第193号（再掲）
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（建設部の関係部門）
（趣旨説明・質疑）
- 8 議案第194号
令和3年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算（第1号）
（趣旨説明・質疑）
- 9 議案第195号
令和3年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
（趣旨説明・質疑）
- 10 議案第198号
令和3年度秋田県下水道事業会計補正予算（第2号）
（趣旨説明・質疑）
- 11 議案第205号
秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）
- 12 議案第213号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 13 議案第214号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 14 議案第215号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 15 陳情第11号
じん肺根絶を求める意見書等の提出などについて
（質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 信 喜
副委員長（副会長）	鳥井 修
委員（分科員）	川口 一
委員（分科員）	工藤 嘉 範
委員（分科員）	瓜生 望
委員（分科員）	渡部 英 治
委員（分科員）	小野 一 彦

書 記

議会事務局議事課	伴 藤 崇
議会事務局政務調査課	村 上 忍
建設部建設政策課	鎌 田 大 将

会 議 の 概 要

午前11時 3分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 信 喜
副委員長（副会長）	鳥井 修
委員（分科員）	川口 一
委員（分科員）	工藤 嘉 範
委員（分科員）	瓜生 望
委員（分科員）	渡部 英 治
委員（分科員）	小野 一 彦

説 明 者

監査委員事務局長	智 田 邦 英
首席監査監	袴 田 次 郎
監査第一課長	進 藤 隆 男
監査第二課長	高 橋 也 人
労働委員会事務局長	岡 崎 佳 治
審査調整課長	高 橋 一 満

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会建設分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。第2回定例会12月議会を通しての分科会会議録署名員には、瓜生分科員、渡部分科員を指名します。

次に、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の審査を行います。議案第193号のうち、監査委員事務局及び労働委員会事務局に関する部門の審査を行います。

監査委員事務局の関係課長の説明を求めます。

監査第一課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

次に、労働委員会事務局の関係課長の説明を求めます。

審査調整課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、各事務局ごとに行います。

初めに、監査委員事務局関係について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、労働委員会事務局関係の質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、請願、陳情等はありませんので、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められていますので、これを許可します。

審査調整課長

【提出資料「9月議会報告後の審査調整等の状況について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項についての質疑を行います。質疑は、各事務局ごとに行います。

初めに、監査委員事務局関係について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、労働委員会事務局関係について質疑を行います。

渡部英治委員（分科員）

係属中である不当労働行為救済申立事件の請求内容の中に「誠実な団体交渉」とあります。また、11月1日に打切りとなった令和3年第2号あっせん事件があります。どちらも「宿泊業、飲食サービス業」であり、今のコロナ禍の影響もある事件なのかなと思いながら説明を聞いていましたが、まずお伺いしたいのは、不当労働行為に関する事件のほうは全く団体交渉をしていないということですか。

審査調整課長

誠実な団体交渉を求めている件ですが、この労働組合と使用者は令和3年4月に第1回団体交渉を行っています。その後、組合側が第2回団体交渉を要求したのですが、使用者側が開催を引き延ばしていると組合側が捉えている状況です。

渡部英治委員（分科員）

どのくらいの規模の労働組合ですか。

審査調整課長

この労働組合は合同労組（地域ごとに設立されている労働組合のこと。一人でも加入できる特徴がある。）で、いわゆる駆け込み寺のようなところであり、組合員は最新の状況では74名ほどとなっています。

渡部英治委員（分科員）

打切りとなった令和3年第2号あっせん事件は、あっせん事項に「金銭支払い（一方的な賃金減額分、配転命令と懲戒処分に対する慰謝料等）」とあります。これは組合側の主張が全く受け入れられなかったためか、いずれにしても打切りとなったわけですが、その後どのようになっているか分かりますか。

審査調整課長

まず前段として、労使の金銭的な主張には桁違いの隔たりがあり、それで第1回のあっせん打切りとなりましたが、この第2号あっせん事件と第1号不当労働行為救済申立事件の労使は同じです。8月12日に不当労働行為の申立てが、その後1か月も経たない9月3日にあっせんの申請がなされています。不当労働行為のほうで請求している団体交渉は、あっせん事項である金銭的なことに関係したものでしたので、労働委員会の会長の指揮により先にあっせんに取りかかったところ、打切りになったという経過があります。今はもう1件の不当労働行為の審査に着手したところです。

打切りの後についてですが、労働者側、使用者側とも労働審判や訴訟の選択肢があります。

渡部英治委員（分科員）

これまでの調整事件では打切りはあまりなかったと思っているのですが、最近の傾向はどのようになっていますか。

審査調整課長

近年は打切りが散見されています。全くの物別れに終わる打切りがほとんどですが、一部分で使用者側が応じないため打切りになる場合もあり、集団的なあっせん（労働組合と使用者のあっせん）も個別のあっせん（労働者個人と使用者のあっせん）も打切りは間々あります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

会計管理者（兼）出納局長
奈良 聡

出納局次長
片村 有希

出納局次長
武藤 秀男

参事（兼）財産活用課長
池田 公幸

参事（兼）総務事務センター長
相馬 真一

会計課長
嘉藤 佳奈子

検査課長
酒井 不二彦

建設部次長
佐々木 寿一

建設部次長
奈良 滋

建設部建設産業振興統括監
浅井 学

参事（兼）営繕課長
佐藤 温

建設政策課長
三浦 卓実

技術管理課長
小野 潔

都市計画課長
伊勢 弘

下水道マネジメント推進課長
川村 潤

道路課長
川辺 透

河川砂防課長
田森 清美

港湾空港課長
伊藤 邦昭

建築住宅課長
中野 賢俊

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

初めに、出納局関係の審査を行います。議案第193号のうち、出納局に関する部門の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

会計課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で出納局関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、請願、陳情等はありませんので、出納局関係の所管事項に関する審査を行います。質疑は、各課、センター一括して行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、出納局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は、午後1時30分とします。

午前11時23分 休憩

午後1時30分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

建設部長
佐藤 秀治

建設部建設技監
田中 倫英

建設部港湾技監
鮫島 和範

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

建設部関係の議案の審査を行います。議案第205号、議案第213号、議案第214号及び議案第215号、以上4件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第193号のうち建設部に関する部門、議案第194号、議案第195号及び議案第198号の審査を行います。

建設部長の説明を求めます。

建設部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

建設政策課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

技術管理課長

【議案〔1〕により説明】

都市計画課長

【議案〔1〕により説明】

下水道マネジメント推進課長

【議案〔1〕、議案〔3〕及び提出資料により説明】

道路課長

【議案〔1〕及び提出資料により説明】

河川砂防課長

【議案〔1〕及び提出資料により説明】

港湾空港課長

【議案〔1〕及び提出資料により説明】

建築住宅課長

【議案〔3〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、各課一括して行います。

瓜生望委員（分科員）

委員会提出資料の5ページ、公の施設の指定管理者の指定についてですが、議案第214号の秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）だけ指定期間が3年間となっています。これはなぜですか。

下水道マネジメント推進課長

現在、臨海処理区ではリノベーション計画を進めており、エネルギー供給拠点化の一環として消化槽を増設して消化ガス発電を行うことを検討しているのですが、それを指定管理者制度で行うのか、あるいは建設・維持管理・運営を民間事業者が一体的に実施する方式で行うのかまだ決まっています。また、汚泥処理施設の再構築についても検討しているのですが、再構築後の指定管理の範囲についてまだ決まっています。このような理由で、臨海処理区だけは、今までどおりの処理を行うことが確実である3年間で指定期間としています。なお、前回指定管理者を指定したときは3つの施設とも同じく5年間でした。今回のみ、臨海処理区だけが3年間となります。

瓜生望委員（分科員）

今後、民間事業者が対応する部門や範囲が広がっていく可能性があるため、今回の指定期間は3年間に設定したということによろしいですね。

下水道マネジメント推進課長

臨海処理区は今回のみ3年間で、次回からは範囲などが決まっているので5年間に設定する予定です。

瓜生望委員（分科員）

委員会提出資料の13ページ、秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正についてですが、一番下段に、長期優良住宅の申請件数136件のうち123件で事前審査があったと記載されています。事前審査がなくても長期優良住宅の認定を受けることができるということですか。

建築住宅課長

県内では所管行政庁として県のほか秋田市や横手市が審査機関となっており、これらの機関に直接審査の申請をすることもできます。また、オーナー（建築物の家主）と設計者の関係により事前に民間の機関で審査を受けたほうが効率的という場合もあります。長期優良住宅の認定を受けるには2パターンあります。

渡部英治委員（分科員）

この条例の改正理由の中に「長期優良住宅建築等計画の認定手続きの合理化等が図られたことに伴い、認定等に係る手数料の改定を行う必要がある」とあります。合理化等のところが趣旨として上がっていますが、全体的な処理日数について、先ほど課長が説明した場合には、現行ではどのくらい掛かって、改正後はどのくらいになるのですか。

建築住宅課長

手数料については、法律が定める手続きを審査する場合に要する標準的な時間というもの国土交通省から示されており、それをベースに算定しています。

標準的な処理日数については、行政手続は通常2週間以内としていますので、その日数が大きく変わることはないと思いますが、審査項目が減るので、その分は今までより短縮が図られると考えています。

渡部英治委員（分科員）

いろいろな手続きで標準処理日数はあるわけですが、少し長いのではないかと、ある程度短縮できるのではないかとといった意見があります。今回のような機会に事務処理の合理性を高める努力をしていくという認識でよろしいですか。

建築住宅課長

はい。常日頃から先ほど申しました秋田市や横手市と情報交換する場があり、その際に、今回のこの手続きのみならず、建築に関わる様々な手続きの審査時間の実態について情報共有していますので、いたずらに延びることがないように、また今回のように審査時間の短縮効果が見込まれる場合には、その趣旨を十分共有して時間短縮に努めてまいりたいと思っています。

渡部英治委員（分科員）

委員会提出資料の参考の図では、手数料が1万7,000円から1万5,000円に下がりますが、新旧対照表の22ページでは4万5,000円から4万9,000円に上がっています。手数料を総体的に見ると少し上がる印象を持ったのですが、それでいいのですか。

建築住宅課長

従来は民間の登録住宅性能評価機関による事前審査の項目とその後の行政機関による審査の項目が重複していて、それが今回の改正で省略されるので、その分の手数料額が下がることとなります。

ただ、審査時間と同様に手数料算定の根拠となる人件費単価——標準的な職員の単価が上がった影響により行政機関に直接申請した場合の手数料額は上がることとなります。

渡部英治委員（分科員）

条例を改正して施行する場合には、そうした部分の丁寧な説明が必要だと思いますが、どのように考えますか。

建築住宅課長

委員から指摘を受けた点を関係者が十分共有して、事務の執行に努めてまいりたいと思っています。

渡部英治委員（分科員）

委員会提出資料の5ページと6ページ、指定管理者の指定についてですが、これは特殊な施設（下水

道のこと。)なので、ほかに申請者——候補者はいないとのことですが、ずっと以前からこういう形で指定管理者を指定していますか。

下水道マネジメント推進課長

平成21年から指定管理者制度を導入しており、ずっとこの3者が指定されています。

渡部英治委員（分科員）

特殊な技術や様々なシステムなど、そういった部分でなかなか参入できないという理解でよろしいですか。

下水道マネジメント推進課長

参入できる業者はほかにもあるのですが、培ってきたノウハウなどがあるため、今のところこれらの候補者しか申請してこない状態になっています。

渡部英治委員（分科員）

決して今の申請者に限定しているわけではなく、広く公募していることは分かります。決め手はノウハウとのことですが、競争原理を働かせるためには応募を促す努力が必要だと思えます。その辺はどうですか。

下水道マネジメント推進課長

公募期間を設けて当然周知しているのですが、各施設に1者しか申請がない状況になっています。

小野一彦委員（分科員）

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部改正に関して伺います。長期優良住宅と登録住宅性能評価は別々の制度で根拠となる法律も異なっているが、どちらも目的が同じであるため相互に乗り入れて使っていくということですか。

建築住宅課長

御指摘のとおりです。冒頭、この改正に至る背景を説明した際に国の考え方も説明しましたが、省エネ性能を高めることにより地球温暖化対策に取り組んでいくことがベースとなっています。その観点から見て双方の手続きで重複する部分があり、一緒に申請している方の割合が比較的多いため、手続きの合理化を図るに至ったものです。

小野一彦委員（分科員）

脱炭素化については国が世界と一緒に取り組んでいくもので、秋田県もそれに呼応していこうということだと思いますが、カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること。）への取組に資する制度の運用について合理化し、その結果として手数料条例を改正するという理解でよいですか。

建築住宅課長

そのとおりです。

小野一彦委員（分科員）

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収

条例との関連はどうなりますか。

建築住宅課長

申し訳ございません。それについては手持ち資料の中で整理されていないので、後ほど説明させていただきたいと思いますが、その手続きも地球温暖化防止の観点から省エネを更に進めていくという趣旨で行うものです。

工藤嘉範委員（分科員）

秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路包括管理に係る債務負担行為の設定についてですが、業務内容を見ると、対象となる管路は県と7市町村が管理している分で、総延長が物すごい距離になっています。これを1者で管理するのですか。それともJV（joint ventureの略。共同企業体のこと。資金力・技術力・労働力などから見て、一企業では請け負うことができない大規模な工事・事業を複数の企業が協力して請け負う事業組織体を指す。）で管理するのですか。

下水道マネジメント推進課長

1者でもいいですし、JVでもいいと考えております。

(※11ページで発言訂正あり)

工藤嘉範委員（分科員）

1者でもJVでも自分たちのできる範囲で入札に参加すればよいということですか。

下水道マネジメント推進課長

そのとおりです。JVでも1者単独でも入札を可能にしたいと思っています。

(※11ページで発言訂正あり)

工藤嘉範委員（分科員）

秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路包括管理に係る債務負担行為の設定に関してですが、先ほどの説明で、委託された民間業者が、7市町村が管理しているマンホールポンプを年に1回、県と7市町村が管理している管路施設は5年に1回、目視点検を行うとありました。マンホールポンプの数や管路の総延長を考えると、物すごく手間が掛かるのではないかと、精度はどうなのか、なかなか難しいのではないかと思います。皆さんはどのようにして作業に対する妥当な設計金額を出したのですか。歩掛かり（ひとつの作業を行うにあたり必要な作業手間を数値化したもの。）など、積算上の根拠はあるのですか。

下水道マネジメント推進課長

まず現状から話しますと、維持修繕を行う民間事業者が、人員の減少によって撤退してきている現状があります。三種町、井川町、八郎潟町、五城目町などで業者が撤退しており、これは包括的に管理しなければ駄目だということで、この包括管理を始めようということになりました。

管路は、総延長としては結構ありますが、箇所数は大分限られます。5年に1回の目視点検というのは、腐食環境下の箇所を目視で点検するというところで、圧送——圧力を掛けて水を流しているところの開放点や、伏せ越しといって川の下を通しているところの開放する下流の部分、それから落差が大きいところでは、

最も費用が大きいのはマンホールポンプの保守点検です。389か所のマンホールを1年に1回引き上げて、ごみが詰まっていなかったりなどをきちんと点検したり、清掃したりということがあるので、金額が大きくなっています。積算は適正な価格で行っており、業者にとっては長期間の業務で人員の確保や設備投資もできるので、メリットがあると考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

今の説明を聞いて、スケールメリットがあると思いましたが、業者が小規模なため撤退している状況を見ると、この業務委託を受けることができるのは、ある程度規模の大きな中央資本あるいは秋田市内の大手業者なのかなとも思います。マンホールポンプについてざっと計算すると、1日に2か所くらいずつ点検しないと年間に389か所は行けないので、そればかりをしている仕事になると思うのですが、このように発注することで、業者にとっては3年間固定的な仕事が入ることになり、いいことだと理解しました。是非そういう仕事を取ってもらえるように県内業者に頑張ってもらいたいと思います。

委員会提出資料の2ページ、道路管理費の事業内容の中にトンネル設備の保守点検とあります。債務負担行為の設定額が2億200万円ですが、これはどういった管理をするのですか。

道路課長

道路管理費のトンネル設備の保守点検について、一番大きいところでは秋田中央道路になります。民間委託で24時間の対応をされており、4月1日から維持管理する必要があるので債務負担行為を設定しています。

また、国道108号の宮城県境の鬼首道路の鬼首トンネルについても24時間監視をされており、こちらも4月1日から対応する必要があるので債務負担行為を設定しています。

長大トンネルのほかの短いトンネルについては、日常の点検等で対応しています。

工藤嘉範委員（分科員）

では、1者ではなくてトンネルごとの個々の契約になるのですか。

道路課長

現在、中央道路も鬼首トンネルもそれぞれ1者に維持管理を委託している状態です。

工藤嘉範委員（分科員）

委員会提出資料の11ページ、向浜ふ頭用地造成事業に係る債務負担行為の設定についてですが、ふ頭用地の埋立て部分の護岸の工事は、一気にやらずに工区分けをするのですか。

港湾空港課長

今年度もそうですが、毎年、受注機会の確保のため、4つの工区に分けて発注しています。

工藤嘉範委員（分科員）

この埋立ての用地は、港湾計画ではどのような土地利用になりますか。

港湾空港課長

おおむね10年くらい先を見越しており、まだ埋立てに時間を要するのですが、港湾計画上は、この近くに石炭を扱っている製紙工場があり、そちらによる利用と、もう一つはバイオマス発電をしているところがあり、そちらの材料であるパームヤシなどを扱う予定です。

工藤嘉範委員（分科員）

今後、発電の方式も随分変わるかもしれない中で、民間事業者による利用について変更はないということでしょうか。

港湾空港課長

製紙工場では中国向けに段ボール原紙などを生産しており、今後も増産の計画があります。そうしたものを見越した上での貨物の扱いに充てる予定です。

川口一委員（分科員）

委員会提出資料の1ページの繰越明許費や債務負担行為については、例年と同じような数字が出てきていると思います。冬の除雪関係はいろいろと苦労されていると思いますが、道路除雪事業（単独）で3,500万円を設定して、事業内容のところは国道341号（鹿角市）ほか16か所と記載されています。鹿角地域は国道341号、国道282号、国道103号などが通っています。除雪関係の会社の方が、今後5年、10年先になると、働き方改革等で除雪オペレーターの確保は難しくなるのではないかと言っていました。除雪関係のみならず、建設会社はオペレーターの確保で大変苦労しているという話を聞きます。県としてはその辺をどのように把握していますか。

道路課長

債務負担行為を設定している道路除雪は、冬期閉鎖区間の規制解除に向けた春山除雪であり、鹿角管内であれば国道341号や国道454号の冬期閉鎖区間の速やかな規制解除に向けた春山除雪ということになります。

除雪業者の担い手確保という点では、これまでも県としてはJV——共同企業体への発注や複数年契約などをしてきています。また、平成31年からは

除雪オペレーターの表彰をしており、ベテランのオペレーターのほかに比較的若いオペレーターを表彰することによって、モチベーションを上げるという対応をしています。業界からもいろいろな声をいただきますので、関係機関と連携しながらオペレーターの確保対策を考えてまいります。

川口一委員（分科員）

今は人手不足で、どの業種もどの会社も人を確保するのが難しくなっています。除雪に関しては、毎年オペレーターをしている方は道路の事情を把握しておりしっかり除雪しているのですが、いろいろな作業があるので新しい方の場合には時間が掛かってしまうということをよく聞きます。いろいろな対策を講じながら人材確保を進めていかなければ、将来的に様々な弊害が出てくると思いますので、その辺はしっかりと対応してほしいと思います。

春山除雪に関しては、鹿角にはアスピーテラインもあります。その地域の業界の方々が力を合わせて対応してほしいと思いますが、その点についてもう一度答弁をお願いします。

道路課長

豪雪・寒冷地域である本県にとって、冬期間の安全な道路交通確保のための除雪の重要性は認識しています。地元企業や建設業協会等の声を聞きながら対応してまいります。

川口一委員（分科員）

砂子沢ダムの公共堰堤改良事業に関して、ここ数年、毎年事業を継続していますが、進捗状況はどうか。

河川砂防課長

砂子沢ダムの地滑り対策事業ですが、これは貯水池の途中の斜面で地滑りが発生しているので、その対策として地滑りの頭のほうの土を除去するという工事を行っています。少し前までは保安林解除等の手続きで若干進捗が足踏みする状態もありましたが、保安林が解除となり、現在は——冬期間は工事ができないので——夏場において最大限工事できるように、今回も債務負担行為を設定して事業を進めようとしているところです。現在は計画どおりに進んでいると認識しています。

川口一委員（分科員）

国においても国土強靱化に向けて様々な予算を配分しているので、その辺を踏まえて来春からの仕事が順調にできるように段取りをつけてほしいと思います。

渡部英治委員（分科員）

道路課長に伺います。委員会提出資料7ページの地方道路交付金事業、西目屋二ツ井線（荷上場バイパス）に係る債務負担行為の設定についてですが、来年12月に供用開始予定で、今回の工事は防雪柵

工事や附属施設の工事と記載されています。進捗状況は順調で、令和4年度の降雪期前の供用に間に合うと理解していいですか。

道路課長

進捗状況についてですが、藤里町側については現道拡幅区間であり、こちらは完了済みです。現在は8ページの写真①のとおりグミノ木橋の南側、これは盛土区間になりますが、この盛土工事を一生懸命やっているところです。今回の債務負担行為の設定は、春先からすぐに防雪柵を掛けるというものです。

あわせて、新高岩橋から二ツ井側については、下層路盤（舗装の下部を構成する路盤のうち下側の層のこと。）までは施工しているので、そちらのほうも工事用道路等を使いながら舗装工事を進めていきたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

供用開始は予定どおりと受け止めていいのですか。

道路課長

この区間は幾度となく通行止めになっているので、来年の降雪前の11月を目途に開通させたいと考えています。

鳥井修委員（分科員）

債務負担行為の設定のところで、空港整備事業として滑走路の改良工事とあるのですが、この具体的な内容を教えてください。

港湾空港課長

秋田空港の滑走路整備については、令和2年度から改良しています。以前の改良は平成15年で、それから経過年数が経っているため、老朽化に伴う舗装のし直し工事を行っています。令和7年度を目途に完成しようという計画です。

鳥井修委員（分科員）

滑走路なので何を敷いているか分からないのですが、耐用年数といったものがあっての計画的な改良ですか。

港湾空港課長

滑走路はアスファルトを採用しています。維持管理計画書に基づいて計画的に整備を進めています。

鳥井修委員（分科員）

期間をある程度決めながらも、離発着の数などを毎年見ながら、もう少し長持ちしそうだとか、その辺は毎年点検しながら管理をしているのですか。

港湾空港課長

工事については、日中はできないので夜間に行っています。空港を閉鎖している時間帯——毎日夜の10時から翌朝の6時半までの間に工事をして、最終的には降雪期前までに工事を終える計画で進めています。また、計画的に点検をしており、それに基づいて工事の計画を立てています。

鳥井修委員（分科員）

新型コロナで飛行機が大分飛ばなくなり、空港が利用されない時間もかなりあったと思うのですが、飽くまでも工事は日中に掛からないようにして、夜間の工事ですずっと進めていたのですか。

港湾空港課長

秋田空港は日中に1日四十何便も来ますので、当初から夜間工事で進めています。減便については多いときで半分くらいになっていましたが、その間を縫って工事するのはなかなか厳しいものがあり、夜間に集中して工事を実施しているところです。

鳥井修委員（分科員）

この工事は順調に進んでいるという理解でよろしいですか。

港湾空港課長

順調に進んでいます。

建築住宅課長

先ほど小野委員から質問のあった低炭素建築物新築等計画の認定と長期優良住宅等計画の認定の違いについて確認しましたので、説明します。

まず、低炭素建築物新築等計画の認定ですが、これは一定の市街地が形成されているところ——人が密集する場所における活動から発生する二酸化炭素の低炭素化を図るためのもので、認定の対象となる区域が限定されており、市街化区域内となっています。この認定を受けるメリットとして、税制上は所得税や登録免許税の低減に限られますが、容積率

（建築できる建物の床面積のこと。）について5%の上乗せが適用できる制度になっています。

一方、長期優良住宅等計画の認定に関しては、低炭素化を進めるという観点にさほど違いはありませんが、加えて建物を長期にわたって利用するための維持管理のしやすさや劣化対策、あるいはバリアフリー化、こういったものの対策も求めており、なおかつ場所は特定されずに全域が対象になっています。また、こちらのほうは容積率のメリットはありませんが、税制優遇では固定資産税や不動産取得税も低減の対象として加わってきます。

小野一彦委員（分科員）

要するに、低炭素化のまちづくりに誘導するといった違いがあって、低炭素建築物新築等計画と長期優良住宅等計画の認定は直接の関連はないということでしょうか。

建築住宅課長

そのとおりです。

佐藤信喜委員（分科員）

委員会提出資料2ページの、債務負担行為の設定の中にある建設資材価格市況調査業務委託についてですが、この事業は、コロナ禍で資材価格がすごく上下していることに伴って委託しようとするものなのですか。あるいは、予想が付かないような特殊な

資材が現れてきて、それに特化した調査をするということですか。

技術管理課長

確かに現在ウッドショックなどで資材価格が一部上昇している状況がありますが、この事業は従来の市況調査業務です。調査期間の関係上、2月中旬以降の調査が困難であり、以前は4月早々の工事発注に支障を来している状況がありました。これを解消するため、平成26年度からこのような形で業務委託を実施しているところです。

佐藤信喜委員（分科員）

能代港の灰捨場管理事業についてですが、第1及び第2灰捨場の維持管理のための1,500万円の債務負担行為の設定となっています。これは継続されてきている事業でしょうか、随意契約でやっているものですか。それとも定期的に事業者が替わっているのですか。

港湾空港課長

毎年春に監視調査ということで水質の調査をしている業務です。競争入札で発注しており、例年違う業者が落札しています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、建設部関係の議案の質疑を終了します。

次に、請願はありませんので、陳情等の審査を行います。配付しております陳情等一覧表により審査を行います。7ページから10ページをお開きください。陳情第11号を議題とします。

質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で陳情等に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、本日の審査はここまでとします。

本日はこれをもって散会し、明日、午前10時から委員会及び分科会を開き、引き続き、建設部関係の審査を行います。

散会します。

午後 2時52分 散会

令和3年12月8日（水曜日）

港湾空港課長
建築住宅課長

伊藤 邦 昭
中野 賢 俊

本日の会議案件

1 建設部関係の付託案件以外の所管事項

(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 信 喜
副委員長（副会長）	鳥井 修
委員（分科員）	川口 一
委員（分科員）	工藤 嘉 範
委員（分科員）	瓜生 望
委員（分科員）	渡部 英 治
委員（分科員）	小野 一 彦

書記

議会事務局議事課	伴藤 崇
議会事務局政務調査課	村上 忍
建設部建設政策課	鎌田 大 将

会 議 の 概 要

午前 9時59分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	佐藤 信 喜
副委員長（副会長）	鳥井 修
委員（分科員）	川口 一
委員（分科員）	工藤 嘉 範
委員（分科員）	瓜生 望
委員（分科員）	渡部 英 治
委員（分科員）	小野 一 彦

説明者

建設部長	佐藤 秀 治
建設部建設技監	田中 倫 英
建設部港湾技監	鮫島 和 範
建設部次長	佐々木 寿 一
建設部次長	奈良 滋
建設部建設産業振興統括監	浅井 学
参事（兼）営繕課長	佐藤 温
建設政策課長	三浦 卓 実
技術管理課長	小野 潔
都市計画課長	伊勢 弘
下水道マネジメント推進課長	川村 潤
道路課長	川辺 透
河川砂防課長	田森 清 美

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

昨日に引き続き、建設部関係の審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

下水道マネジメント推進課長

昨日の秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路包括管理に係る債務負担行為の設定についての質問の件です。工藤委員からの質問に対して、秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路包括管理の請負者は1者でもJVでもよいという答弁をしましたが、入札の参加要件については、技術の伝承や確実な業務の履行確保など、発注に向けて幅広い観点から検討していきたいと思っておりますので、この場でおわびして訂正したいと思います。

(※7ページの発言を訂正)

委員長（会長）

ただいまの発言について、質問等ございませんか。

工藤嘉範委員（分科員）

今の説明ではなかなかのみ込めない部分があります。昨日の答弁と今日の訂正の違いは、具体的にはどういうことなのですか。

下水道マネジメント推進課長

昨日は1者でもJVでもよいという話をしましたが、それを最終的に決めるのは入札審査会であり、こちらの課において1者にしますとかJVにしますと決めるものではありません。その辺をきちんと検討した上で、入札審査会において決められるということですか。

工藤嘉範委員（分科員）

要は一般公募型というよりも、こういう要件でやりますという枠組みだけは入札審査会で決めるということですか。

下水道マネジメント推進課長

そうです。一般競争入札の参加条件をその審査会の中で決めるということですか。

工藤嘉範委員（分科員）

例えば河川の草刈りなどをずっとやってきた業者がせっかく草刈りの機械を導入したのに、その期間が終わるとほかの業者に取られ——自由競争なのでそれは仕方がない経緯とはいえ、せっかく導入した機器関係が無駄になってしまうような弊害というか、残念な結果をよく聞いたりするので、そういった投資が無駄にならないような考えを、参加条件を決める部門にきちんと伝えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

下水道マネジメント推進課長

おっしゃるとおり、今までの実績や技術の傳承なども踏まえて、様々な観点から参加条件を決めたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、建設部関係の所管事項の審査を行います。執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

建設部次長（奈良滋）

【「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン（素案）」について共通 資料により説明】

河川砂防課長

【災害防止に向けた盛土の点検結果について提出資料により説明】

建築住宅課長

【住宅リフォーム推進事業の執行状況について当日配付資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項についての質疑を行います。質疑は、各課一括して行います。

瓜生望委員（分科員）

住宅リフォーム推進事業について伺います。先ほどの説明のとおり、豪雪被害の災害復旧に関する執行が多かったため、コロナ禍で通常のリフォームが減った中でも執行率は98.1%という数字が出ています。この執行率は例年と比べてどうなのでしょう。

建築住宅課長

ここ数年、毎年のように制度の中身を改変しながら要望に応えるべく運用してきているので、例年の捉え方が大変難しいのですが、災害復旧の需要が想定を相当上回ってきたということがあります。それ以外として、この事業の柱である子育て世帯向けと移住・定住世帯向けについて、コロナ禍であっても一定程度は活用されてきたのではないかと考えています。

また、今年度から取組を開始した断熱改修については、4月から早急に支援を開始したいということで、事前の説明を十分に行えなかった点はあったと考えていますが、そうしたところは業界団体あるいは直接県民の方へ制度の周知を図ることにより、少なくとも予算額くらいの需要はあると認識しています。

瓜生望委員（分科員）

住宅リフォームについては結構以前から補助金を出していますが、年々補助のボリュームが減ってき

ているイメージがあります。子育て世帯や業界団体から非常に高く評価されている事業であり、子育て世帯や移住・定住世帯への支援はそれこそ社会減の減少につながっていくものだと思います。今後カーボンニュートラルを目指していく中で断熱改修への補助も続けていくとは思いますが、補助の併用といえますか、そうした新しい制度により多少ボリュームが増えれば、より利用しやすい事業になっていく感じがします。その辺はどうでしょうか。

建築住宅課長

先ほど奈良次長から、新秋田元気創造プランの素案について説明しましたが、このプランの中にも住宅リフォームに関連する施策の展開の記載があります。私どもとしては、そういう計画の位置づけを踏まえて事業化に取り組んでいますが、当初予算に関してはまだ内部の検討状況であり、現時点では予算規模や支援メニューについて申し上げられないことを御理解いただきたいと思います。

瓜生望委員（分科員）

是非、検討をお願いします。

渡部英治委員（分科員）

関連して伺います。執行状況について、予算上は98.1%まで有効に使われていると解釈します。支援メニューとしては、子育て世帯、移住・定住世帯、断熱改修、災害復旧と大きく4つありますが、予算は4つ全体としてのものなのか、それともそれぞれの支援メニューの部分で予算を使い切れば、その支援メニューについてはもう申請を受け付けないということになるのですか。

建築住宅課長

昨年度までの事業においては、子育て世帯、移住・定住世帯を1つのパッケージにして、災害復旧は別枠といった捉え方でした。今年度については、そうした線引きをしないこととしました。それぞれの支援メニューの検討を踏まえて予算化しましたが、運用については1本ということになります。

渡部英治委員（分科員）

それは柔軟な対応でいいと思います。

今年度の予算額と執行状況を踏まえて、11月27日から仮受けに移行し、その申請が12月17日で終わるということですが、かつて抽せんのある方について、利用者——利用者といっても実際に手がける工事関係の方がその制度をよく分かっていたということの問題視したことがありました。今回は混乱を避けるために、例えば秋田建築労働組合などいろんな団体があるので、そうしたところにも直接周知する考えはありませんか。

建築住宅課長

申請者本人からだけでなく、業界関係者の方を通じての申請も多数ありますので、執行状況が9割、

あるいは95%というタイミングに応じて、事前に業界団体の方々への情報提供をしています。

渡部英治委員（分科員）

先ほど瓜生委員から使い勝手の問題などの話がありました。抽せん漏れする方もいるくらい、まだ需要があると思います。子育て支援や移住・定住促進に重点を置いていますが一——今さら一般向けの補助を復活するというのはなかなか難しいかもしれませんが——様々な声を尊重しながら、予算編成に当たっては十分検討してほしいと思います。その辺はどうですか。

建築住宅課長

来年度の予算については、繰り返しになって恐縮ですが、まだ内部での検討途上ということで御容赦いただきたいと思います。今年度は災害復旧の部分が非常に大きなウエートを占めました。災害の発生を見込む予算は大変厳しいので、まずはこの事業の柱である人口減少対策、少子化対策としての子育て世帯、移住・定住世帯への補助の部分をしっかりと必要な方々に利用していただけるように取り組んでまいります。

川口一委員（分科員）

この住宅リフォーム推進事業はかなり長い年月行われてきたと思っています。最初は経済対策でしたが、事業の項目が変わって今の子育て支援や移住・定住世帯に対する支援という事業になりました。住宅リフォーム事業に対する要望は、地域の工務店やいろいろな団体から多くあり、議会としても対応してきた経緯があります。県内の地域経済に与えた影響はかなり大きいと思いますが、これまで積み重ねてきたトータルでの金額はどうなっていますか。

建築住宅課長

おっしゃるとおり、かつてこの事業は経済対策の目的で進めてきました。したがって、その目的に対してどれだけ効果があったのかを経済波及効果という数字で把握していました。ただ、一昨年辺りから事業目的を政策型へ転換して、県のプランとの整合性も図りながら運用しており、それ以降の波及効果については参考値ということで把握しています。平成22年から令和2年までの波及効果は、2,618億円ほどと見込まれています。

（※14ページで発言訂正あり）

川口一委員（分科員）

私どもは、技能組合長の新年会など年間を通していろいろな懇談会をしているのですが、中小の工務店の方々からとてもいい制度だという話を聞いています。県がこの事業を始めた後に、市町村が補助の上乗せをしました。これは今も続いている制度だと思えますが、県内25市町村のうちほとんどの市町村が今も上乗せしているのですか。

建築住宅課長

市町村も何らかの形で住宅リフォーム支援を行っていますが、その内容は県と同様、厳しい財政事情の下で対象範囲は絞らざるを得ないことから、経済対策と銘を打って継続しているところはごく少数です。やはり子育て支援や市町村の外からの移住に力を入れていると認識しています。

川口一委員（分科員）

私の地元である鹿角は、移住・定住の割合が県内で一番高くなっていて、こういう制度は非常にありがたい制度だと思っています。先ほどの説明では、仮受付けが12月17日をもって終了し、予算額を上回る分については抽せんになるとのことですが、抽せんをしないで済むように予算を増額する段取りはできないものですか。

建築住宅課長

住宅需要に関しては、春先からリフォームに着手してお盆前の引渡し、お盆後に着手して正月までの引渡しというのが一般的です。年明け以降、春までの分についてはよほどの緊急需要がある場合、何か壊れた場合等に限られると考えています。そうした中で、お盆までの今年度前半の執行状況を踏まえ、また、以前の執行状況の経緯や業界団体を通じて市場動向を分析し、年度後半に向けて何とか年を越せるところまでの予算は足りると、それ以降も大きく不足することは見込まれないと判断しました。

仮受付けが12月17日をもって終了ということになっていますが、この理由としては、住宅着工統計が例年であれば秋口以降しぼむものが、今年に限ると1月からずっと累積の着工戸数が増加傾向にあること、また、業界団体からの聞き取りにおいても、雪が降り始めれば需要がしぼむところ、今年はまだそういう状況にないという話を伺っていることです。加えて、今のコロナ禍の関係もあり、アメリカや中国における旺盛な住宅需要を背景として、資材価格が高止まり傾向となっていることがあります。また、東南アジア方面ではコロナ禍で工場が操業停止になっていたり、世界的な規模での半導体需要の増による住宅設備機器、特に給湯器の基板不足という事態もあり、場合によっては希望する機器の納期が見通せないという話もある中で、総合的に判断して今回示したスケジュールで事業を執行することにしました。

なお、現時点の予算はこういう状況ですが、既に交付決定を受けたものの中でも納期が見通せないため工事を取りやめる方や、減額の申請をされる方が例年であれば何件かあります。そうした分についても有効に活用していきたいと考えています。

川口一委員（分科員）

コロナ禍の影響でプラス部分とマイナス部分があ

るような現況だと思うので、その辺を踏まえながら、来年度に向けての対応策をしっかりと考えて進めていただければと思います。

建築住宅課長

そうした点も踏まえて、予算の執行、それから来年度に向けての内部の調整で意見を述べていきたいと思っています。

小野一彦委員（分科員）

新秋田元気創造プランの素案との関係で伺います。共通資料1の103ページですが、施策の方向性として、「脱炭素化に向けた県民運動の推進」とあり、主な取組（6）で「住宅の断熱性能の向上への支援」という項目があります。この部分に関しては決算特別委員会で生活環境部にも聞いたのですが、要するに電源構成の問題と、生み出したエネルギーをどう使うか、あるいは減らすかという問題があって、脱炭素化を地方レベルでもみんなで一体となってもっと進めていかなければいけないということがあります。ここが災害対策と違うところで、防災は一人一人がきちんとやらなければいけません、脱炭素化は社会全体で進めなければいけないということがあります。そのときに、みんなで進めればどのような効果があるのか、こういう断熱構造の住宅であればどのような効果があるのかなど、機能に関する性能表示のこともあると思うのですが、そこら辺について県庁全体で選択・集中プロジェクトの観点から予算の政策的な意味づけを付けて議論していますか。

建築住宅課長

今の意見は、かなり高いレベルの話ではないかと思っています。住宅リフォーム推進事業の中で断熱改修の支援をうたっていますが、これが地球温暖化対策の省エネ推進の柱ということではありません。地球温暖化対策については、昨日説明した条例案の長期優良住宅への支援や、国おける脱炭素社会の実現に向けた住宅全体の性能向上を図る取組への補助があります。

この住宅リフォーム推進事業は、そうした住宅全体の高いレベルの下の部分——底支えといいますか、部分的に少しでも環境を良くして断熱の恩恵を受ける県民が増えてもらいたいと、脱衣所で裸になった際にヒートショックで体を傷めてしまうような人が少しでも減ってほしいと、そういう思いで——国の施策と一体というよりは、国の施策の底の部分の少しでも広げるという意識で取り組んでいます。

全庁でのプロジェクトということについては現時点では特段伺っていませんが、そういう話があった場合には住宅分野を所管している部署として積極的に参加していきたいと考えています。

小野一彦委員（分科員）

地域社会を見ていると、新築住宅着工というより

もリフォームが増えてきています。あまりお金を掛けられないときにどうするかといえば、自分たちの家を少しでも改修して将来につなげていくことが多いと思います。決して建築住宅課で全て背負ってほしいという議論ではなくて全庁を挙げて取り組まなければいけないし、資料の103ページには地球温暖化対策について様々な県民が自分でできることという意味で記載されています。みんなで目標に向かって取り組んでいくということは、すごく身近で、しかも自分でできることの中に効果があるということだと思いますので、是非そういう観点の意味づけもして予算などを議論していただければと思います。

建築住宅課長

ただいまの委員の発言を十分踏まえて、今後の業務に当たっていききたいと思っています。

先ほど川口委員から質問があった際に経済波及効果の数字を申し上げましたが、誤りがありましたので、訂正して改めて数字を報告します。これまでの経済波及効果について、先ほど2,618億円と申し上げましたが、正しくは2,875億円でした。失礼しました。

（※13ページの発言を訂正）

佐藤信喜委員（分科員）

関連で伺います。プランについてですが、94ページの指標にも移住者数について記載されています。住宅リフォーム推進事業も移住・定住世帯への支援がありますが、これは飽くまでも定着回帰型と中古住宅購入型ということで、例えば空き家を借りて移住したとか、リモートワークで移住したとか、そういう場合はこの事業を利用できないということになります。そういう問合せは今年度どのくらい来ましたか。

建築住宅課長

住宅リフォーム推進事業は、そもそも持家に対する支援というところからスタートしています。私の記憶の限りでは、今年度に二、三件、「貸家に住みたいのだけれども。」という問合せがあったと思いますが、特にそれが大きな問合せの流れになっているとは承知していません。

佐藤信喜委員（分科員）

このプランの資料94ページの指標にあるように、リモートワーク移住世帯数が年に1.5世帯ずつ移住してくれればいいというくらいの目標なわけです。そういう中で二、三件というのは、貴重な二、三世帯ではないかと思っています。今年度の事業でそうしたところを見ていくということではなくて、やはりプランとの関係をしっかりと検討してほしいと思います。移住を推進していきたいというプランの思いがあっても、住宅リフォーム推進事業ではそうした支援がなくて他県に移住していったという結果につな

がらないようにしてほしいと思います。

三種町にも移住してきてコワーキングスペース（専門知識も年齢も異なる人たちが集まり、仕事をしたり、お互いにアイデアや情報を交換したりする場所のこと。）を開業している方がいますが、空き家を借りて働いています。そのほかにも定期的に動きがあるようです。例えばそうしたことが全県的にいろいろなところで出てくると思いますので、そうした想定もしながら、住宅リフォーム推進事業とプランの関係をしっかりと築き上げてほしいと思います。

建築住宅課長

新秋田元気創造プランの素案と現在検討中の予算との整合に関しては、正直そこまで自信を持って申し上げることはできかねますが、事業の利用しやすさということを踏まえて、支援メニューごとに線を引いてこの分の予算はこの支援だけというような使い方ではなくて、全体としての執行状況はどうかという観点から予算を使えるように引き続き運用してまいりたいと考えています。

貸家への支援については、これまでの本事業の継続ということから新たに支援メニューに加えることは大変難しいところがあります。ただ、移住者への支援のうち持家に対する支援については、移住の担当部署と十分情報共有しながら、寄せられている意見をできるだけ制度に反映し続けていきたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

河川砂防課長に伺います。先ほど、災害防止に向けた盛土の点検結果について11月25日に国に報告したと説明がありました。311か所の盛土については異常がなかったとのことで、これは県民にとっても非常に安心できる結果だと思っています。

ただ、今懸念しているのは、点検箇所368か所のうち57か所では盛土が確認されなかったということです。盛土可能性箇所の抽出の説明では、国土交通省からの提供データに基づく推定や、住民からの通報による把握ということでした。住民不安については9月議会で吉方議員が一般質問をした経緯がありますが、この57か所は住民からの通報分を含めての数ですか。それとも住民からの通報分は311か所の中に入っているのですか。その辺の分類はきちんとしていますか。

河川砂防課長

点検の結果、盛土が確認されなかった57か所は、国から提供があった盛土可能性データから推定した盛土のうち57か所ということになります。住民から通報があったものは311か所に入っています。

渡部英治委員（分科員）

現地調査もしているのでもっとしっかり見たと思います

が、市町村からも情報提供があったので、フォローというか、そうしたところへの結果報告はどのようにしましたか。

河川砂防課長

結果報告については、現時点では、市町村等から問合せがあった場合に、「盛土が何か所あって異常はなかった。」と伝えています。ただ、今回の結果はまだ全県的には公表していません。この委員会で初めて異常がなかったことを報告しているところで

渡部英治委員（分科員）

なぜこういうことを言うかということ、盛土については社会的な問題になっているので、秋田県においては問題のある箇所はないと安心させる意味でも、あるいは心配して通報した住民の方がいるわけなのでそういう方々に対して、市町村を通じた周知ももちろんですが、いろいろな機会に周知するべきではないかと思います。その辺はどうですか。

河川砂防課長

公表までは考えていませんでしたが、今の委員の意見も踏まえて幅広く公表していくことも検討していかねばいけないと思っています。

なお、住民から通報があったところについては、住民も一緒に立ち会って点検していると聞いています。

渡部英治委員（分科員）

一緒に立ち会ったということは、その住民の方はある程度理解されたと思います。ただ、絶対大丈夫だというお墨付きがあればいいですが、これは自然の問題でもあるので、なかなかそうはいかないと思います。また、調査箇所はある程度申請などの書類に基づいている部分があるので、書類から漏れている箇所が絶対ないとは言い切れません。そういった意味も含めて、何かあったときは近隣住民からもいろいろと協力してもらおうなどの対応策は必要だと思います。問題が起きなければそれに越したことはないのですが、集中豪雨や台風などいろいろなことが今はありますので、そうしたことも含めてきちんと対応してほしいと思います。

河川砂防課長

今回点検した時点では盛土に異常は確認されていませんが、今委員がおっしゃったとおり、異常気象等で出水などがあれば変状することもあるので、そういう事態を把握したり通報があったりした場合は的確に対応していきたいと思っています。

盛土の箇所についてはいろいろな書類から調べ上げたわけですが、おっしゃるとおり、漏れている箇所も考えられるので、そういう盛土を把握した場合には同じような点検をして対応していきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

関連して伺います。都市計画法や農地法など、いろいろな関係法令に基づいた情報を受けて調査したということですが、盛土ののり面や形状、ボリュームあるいは高さ、勾配など、そういうものはそれぞれの法令によって違うのですか。それとも統一のルールに基づいているものなのですか。

河川砂防課長

今回の点検においては、各法規制を所管する部署がその観点から構造等について点検しています。盛土を同じような基準で造っているかどうか、建設部門と農政部門が同じ基準かどうかというのは、今は把握できていません。

工藤嘉範委員（分科員）

都市計画法による造成関係も含まれているではないですか。そうすると、土質によって盛土勾配が1割でいいのか、1割5分でいいのか、あるいは最大盛土高5メートルでやめておこうとか、そういう基準がきつとあると思います。また、盛土の内部の排水についてもルールがあると思います。

今回は目視点検だけでよいとしても、将来的な不安、特に排水に関しては——今回は排水先についても見ているということで少し安心しましたが——所有者が替わると、放流先や暗渠を塞いでしまうことがあります。今回の調査だけで、全てこの先安心、安全だと言われても、私は個人的にはまだ非常に不安があります。表土からの浸透水をきちんと防御するような表面処理など、今後は詳細に見ていく必要があるのではないかと、そういう思いでルールに関して伺っているのですが、どうですか。

河川砂防課長

今回の盛土の点検は、国から示された要領に従って行っていますが、おっしゃるとおり未来永劫それでいいということまでは言えません。国において、今回の実態調査を踏まえて盛土についてどうしていくかを検討し、法整備も目指していくといった報道があります。方向性が決まったら、県としてはそれに基づいた対応をしていかなければいけないと認識しています。

工藤嘉範委員（分科員）

部長に伺います。静岡県熱海市の土石流災害が起きたときに、静岡県の副知事が記者会見等に全面的に出てきました。あの記者会見やマスコミ対応を見て、県としての見解があまりにも早急というか、踏み込み過ぎではないかと心配していました。副知事は多分プロパー（県が直接採用した生え抜きの職員のこと。）ではなくて国交省（国土交通省）か何かから来た方だったような気がします、確か土木技術者だと思います。

今回被害に遭われた方が、前所有者と現所有者を

未必の故意があったとして刑事告訴していますが、これまでの経緯を見ると、県行政においても途中できちんと市町村を指導していたか、改善命令を出していたかといった確認をするべきだったのではないかとこのポイントもきつとあると思います。そうすると、行政の不作为もあるのではないかなど、いろんなことを考えると、ああいう局面で行政の担当のトップが自分のキャリアの中での見解を、出過ぎたような形で話すというのはかなり注意しないといけないのではないかと思いました。今後そういうことがあった場合、部長というのはやはり厳しいポストだと思うのですが、あの記者会見等を見てどんなことを思いましたか。

建設部長

新聞報道によれば、静岡県の副知事は国（国土交通省）から出向してきている方で、そちらのほうに非常に詳しい方だと伺っています。あのような人的な被害が出て日本中が注目している中で、県としての見解や把握した事実を出さなければならないということだったと思いますが、それが全て事実だったかどうか、本当にそこまで事実を確認した上で出したかは分かりません。ただ、情報を出すに当たっても間違っただけで後々非常に大変なことになりますし影響も大きいので、正しい情報をどこまで出せるのかを見極めながら、少し小出しになるかもしれないと思いますが、間違っただけで後々非常に大変なことになりたくないというの是非常重要的だと思います。

それに当たっては、常日頃から通常の業務の中で経緯とか打合せ簿とか、そういうものはある程度しっかり残しておかないといけないと思います。静岡県の例はかなり年数があるようでしたので、その辺りがなかなかうまくいかなかったのかもしれませんが、常日頃から情報の管理、整理をしておいて、何かあったときにはそれを早急に上司に出せる体制を作っておかなければならないと感じました。正しい情報だけを出すようにして、自分の臆測で情報を出さないというのが非常に重要なことだと思っています。

鳥井修委員（分科員）

新秋田元気創造プランの素案に関して伺います。第4章の重点戦略——観光・交流戦略で、目指す姿「何度でも訪れたいくなるあきた」の創出の中に、施策の方向性として「戦略的なインバウンド誘客の推進」があり、その主な取組のひとつに「クルーズ船の誘客活動の推進」があります。以前の議会で、今のコロナ禍ではインバウンド誘客は世界的に困難な状況ですが、国内クルーズ船はある程度戻ってきているという答弁を聞いた覚えがあります。この新プランは来年度からスタートするという事なので、ある程度準備をしておかなくてはいけないと思いま

すが、その辺の考え方と来年度の準備状況を分かる範囲で教えてください。

港湾空港課長

国内クルーズについては10月から再開しています。外航クルーズについては、国の方針や船社のガイドライン等がまだできていないため、遅れている状況になっています。

クルーズ船の誘致実績は、今年と去年はゼロが続いています。外航クルーズが始まればかなり回復してくると思うのですが、回復に向けて誘致活動を来年度以降進めていきたいと考えているところです。

鳥井修委員（分科員）

確かに国の動向も含めてそのとおりだと思います。新たなオミクロン株のこともあってまだ分からないところもありますが、3回目のワクチン接種や飲み薬などの関係で、来年度についてはそんなに悲観的になることはないと思います。国の動向、世界の状況を見なければならぬのは当然ですが、ある程度戦略的に事前の準備をするというのが物すごく大事だと思っていますが、その辺はどうでしょうか。

港湾空港課長

すみません、ちょっと確認させてください。準備というのは管理者としての準備ですか。

鳥井修委員（分科員）

例えばどのくらいの規模のクルーズ船を呼び込むとか、寄港が戻った場合の想定とか、あるいは来年度の夏頃までにはある程度回復するのではないかなどの予想を立てることはできませんか。国の動向はそのとおりですが、それを待ってからだと遅いのではないかと思っています。ある程度は仮の設定をしながら、戦略的に計画を立てたほうがいいのではないかという趣旨です。

港湾空港課長

クルーズ船の寄港については、過去最高が令和元年度で26回という実績でしたが、来年度はそれを上回る予約が入っています。特に外航クルーズについては、誘致活動が大体2年後を目途に決まるような感じになっています。来年度は予約が結構入っていますが、実際はガイドライン等が出ていない関係もあって、まだ商品化にはなっていません。誘致活動は例年2年後を狙って取り組んでいるのが実態なので、2年後に向けて進めていきたいと考えているところです。

鳥井修委員（分科員）

誘致活動は、港湾空港課以外の部署も参加していますか。

港湾空港課長

誘致活動については、港湾空港課で行っています。

鳥井修委員（分科員）

2年後を目途にという話ですが、令和元年度の

26隻以上でできるだけ多くの寄港を目指すというのが基本的な考え方ですか。

港湾空港課長

現行プランにおいてはクルーズ船の寄港回数を数値化して目標を立てたのですが、新プランの素案を作成するに当たっては、今はゼロの状況が続いており、正直すぐに回復は見込めないという思いもあって、指標からは外しています。

鳥井修委員（分科員）

コロナ禍でどう転ぶか分からない状況ですが、県として戦略的な方向を目指すということなので、寄港回数が多くなるように是非頑張ってもらいたいと思います。

瓜生望委員（分科員）

新秋田元気創造プランの素案について伺います。資料の48ページに、施策の方向性として「港湾施設の整備」とあります。この記載内容で洋上風力発電にすごく力を入れているのは分かるのですが、全体的に見て洋上風力発電に偏っているような——偏っているというか、それが強い気がしています。先日、港湾施設の整備に関して資料を頂いたのですが、その資料にはカーボンニュートラルポート（国際物流の結節点・産業拠点となる港湾において、水素・燃料アンモニア等の次世代エネルギーの大量・安定・安価な輸入や貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを旨とするものをいう。）なども盛り込んであり、それも進めていくような計画でした。4年で済む話ではないと思いますが、もっと長期的な視点も入れてプランを立ててはどうかと思います。その点について教えてください。

建設部港湾技監

港湾施設の整備について、洋上風力発電が主力になっているということに関してですが、一方で、現在国においてカーボンニュートラルポートについてマニュアルを策定しており、来年度以降、各港湾で進めていくこととなります。需要があればそういったところを踏まえた整備というのもありますし、また一方で、11月1日に中国木材（製材大手の中国木材株式会社のこと。）と県と能代市で立地協定を結んでいると思います。そうした需要もありますので、県としては洋上風力発電に限らず、いろいろな需要を踏まえて適切に対応していきたいと考えています。

瓜生望委員（分科員）

同じく新プランについてで、最初に説明があった賃金水準の部分です。28ページに、具体的な目標値を設定することは困難と表記されていますが、目

標値はやはり設定したほうがいいのではないかと
思っています。この委員会ですと建設業界、これが
非常に重要なポイントになってくると思います。建
設業の賃金水準などのデータはある程度把握して
いると思いますが、その辺についてお聞かせくだ
さい。

建設政策課長

賃金水準には2つの要素があります。1つはほか
の産業と同様、全国水準との比較という点で、そ
の点はやはりまだまだという状況です。建設業の
場合はいろいろな賃金水準の労働者が業種別に
いますが、全体をならして見ると全国水準の大
体75%程度というところにとどまっています。

一方で、県内での賃金水準という点で見ると、
全産業の中でも建設業は高い水準となっています。
県内における比較優位の一方で、全国との格差
があるというのが建設業の実態です。

瓜生望委員（分科員）

全国水準の大体75%程度という状況において、
これを全国水準に近づけていくために、建設業で
何をすれば変わっていくと考えますか。

建設政策課長

基本的には、やはり県内の各企業における経営
基盤強化に尽きると思っています。企業規模――
企業の基礎的な体力を拡大するという意味で、
M&A (Measures and Acquisitionsの略。企業の
合併と買収のこと。)に限らず1社当たりの規模
の拡大や、技術力という点では生産性の向上が
挙げられます。技術力は急激に進むわけではな
いかもしれませんが、全国の動向を見ながら
ICTの活用促進に向けて息の長い取組をして
いく、そういったところがあると思います。それ
から、産業労働部等で用意している産業全般に
わたる経営基盤強化に向けた支援メニューを建
設業においても積極的に活用して、企業として
の一般的なレベルアップを図っていくことも重
要な視点だと思っています。

瓜生望委員（分科員）

ICTの活用というキーワードですが、46ペ
ージの建設産業の振興のための主な取組の
ところに、「技術力・労働生産性の向上等に向
けたICTの活用等の促進」が示されている
と思います。すみません、ちょっと見失いま
したので、後ほど改めて伺います。

工藤嘉範委員（分科員）

関連して伺います。建設産業に若い人たちが
入ってきて、持続可能な産業として秋田県の
主要産業になってほしいと思っています。

先ほどの次長の説明の中で、新プランの資
料の中に「産業別の労働生産性と就業者数割
合」という表がありました。24ページです。
この表はとても分

かりやすいと思いながら以前から見ている
です。建設業は③の部分ですが、太いところは
主力で、上に伸びているところは生産性が
高いということなので、太くて高い産業が
非常にいい構成になっているということに
なります。建設業は秋田県の中では主力の
産業だと見てとれます。労働生産性では、
農林水産業は随分低いです。建設業は踏ん
張っていると思います。ただその割には、
課長が説明したように全国平均と比べて
労働生産性が劣っていることも見てとれ
ます。

今後の取組として、26ページに建設業に
おける経営改善や合併等ということが記
載されていますが、リーマンショック
(2008年9月15日にアメリカの投資
銀行大手「リーマン・ブラザーズ」が倒
産したことをきっかけに起こった世界的
な金融・経済危機のこと。)のときに、
そうしたことを促進させるように県も
言っていました。ところが全然進まな
かったのではないですか。それは、お
互いに我慢比べをして自分だけは生
き残ろうとするような建設業の体質
によるものと私は感じています。今
後こういう施策を高らかに打ち上げ
ても、結局は建設業の体質――経営
者の意識改革が相当必要な気がし
ます。その働きかけが一番大事なの
ではないかと思っています。この記載
内容だけでは済まない、何か根深
い、そういう産業の構造があると思
うのです。その辺にもっと切り込む
意欲というか政策というか、行政か
らのアプローチというものがもっと
必要だと思いますが、その辺の考
えはどうですか。

建設政策課長

行政ができる範囲は限られていると思
いますが、まずは一つのきっかけとし
て、秋田県建設産業担い手確保育
成センターがこれまで5年間活動す
る中で、一番の課題である担い手確
保という部分に限定してではありますが
、業界団体と県が一体となって真
剣に建設業の今後のあり方を議論
しながら、一緒に様々な取組を展
開してきたことが下地としてあり
ます。今後はそうした下地をベース
として、賃金水準の向上を一つの契
機に建設産業全体としてのレベル
アップというか、業界団体――建
設業協会をはじめとする業界団
体と歩調を合わせて取り組んでい
く体制を作りたいと思っています。

それから、県としての取組について
言えば、様々な補助金を交付したり
、いろいろな事業を展開したりとい
うことに加えて、建設政策課の建
設業班などで行っている格付基準
での加点や様々なモデル工事、総
合評価におけるいろいろな評価に
おいても、県として目指したい方
向性に誘導するような――必ずし
も事業だけではなくて、そうした
行政的な誘導策と一体となって、
より高みを目指してもらえよう
な方向を明確に打ち出していき、
そういうところに丁

寧に取り組んでいきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

道は大変厳しいと思いますが、私がお願いしたいことを話してくれて良かったです。

もう1点、具体的なことについて伺います。プロフェッショナル人材の育成についてです。これまで建設業は、様々な工種を枠組みで刻み込んできました。様々な分野で職人というかプロフェッショナルがいて、請け負う企業があります。そこが成長できないままでいいのかといつも感じています。下請、更に孫請という構造は変えようがないにしても、担い手3法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律のこと。）が改正（建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保を目的とした、平成26年の担い手3法の一体的改正のこと。）されて、利益を確保しながら人材育成をしていいものを作るという大きな目標があるわけです。だから、受注機会の細分化とか底上げを図るとか、そこをもっと詳細に検討して下請企業へも目配りをしながら取り組んでもらいたいと思っていますので、よろしくお願いします。

建設政策課長

最近になってですが、コロナ禍が大分落ち着いてきたこともあり、建設業の業界団体と意見交換をする機会が増えてきています。今後も業界団体と意見交換を重ねながら、よりよい制度になるよう努めていきたいと考えています。

瓜生望委員（分科員）

先ほどはすみませんでした。46ページの施策の方向性④建設産業の振興、ここの主な取組（4）の中にも「ICTの活用等の促進」がうたわれています。32ページにも選択・集中プロジェクトの主な取組として「建設産業におけるICT活用等の促進」とうたわれています。ところが、指標の中にはICT活用の促進に関するものが入っていません。47ページですが、この指標の中では、④の「県内建設業に就職した新規高校卒業者数」はあるのですが、ICT活用については指標に入っていないのです。これを入れることによって、民間事業者としてもICT活用にもっと取り組んでいかなければいけないという意識になるのではないかと思うのですが、どう考えますか。

建設政策課長

新プランの枠組みの中では、ご覧のとおり、製造業以外で県として重点的に取り上げている各産業につき各1項目の指標を記載しています。産業ごとに一番分かりやすい目標を1つ挙げるといった形になっています。

一方で、ICT活用の促進はDX（デジタルトラ

ンスフォーメーションのこと。）という視点もあり、今DXの計画等をいろいろと詰めている状況ですので、もしかしたら全庁的なプランというよりは、ICTに特化したDXの計画のほうで目標を定めて管理していくのが適切かとも思います。ただ、御提案の部分については部内、それから総合政策課とも協議していきたいと考えています。

瓜生望委員（分科員）

この前、秋田県内でICTを使った工事をしている新聞記事を見ました。また、建設委員会で視察に行った成瀬ダムでも、鹿島（鹿島建設株式会社）のDXラボ（KAJIMA DX LABOのこと。施工中の成瀬ダムの現場内に開設されている、DXや未来の土木工事を紹介する展示施設。）でしたか、ああいったところでいろいろと学ばせていただいて、今後きつこういう方向に進んでいくのだろうと感じましたので、ICT活用については是非強調してもらいたいと思います。

148ページの基本政策1、防災減災・交通基盤のところですが、この中で緊急輸送道路に関する記述があります。具体的に今計画しているものとか、将来的にこういったところに造っていきたいという考えはあるのでしょうか。

道路課長

緊急輸送道路は、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線であり、高速自動車国道、一般国道をはじめとした道路です。

県の取組として、例えば橋梁の耐震化については、緊急輸送道路に架かる長さ15メートル以上の橋梁の耐震化を優先的に整備する対応をしています。

瓜生望委員（分科員）

秋田港アクセス道路の計画もこういったものに入るのですか。それとも全く別なのですか。また、秋田港アクセス道路の進捗状況を教えてください。

道路課長

緊急輸送道路は防災拠点を結ぶ道路なので、例えば県庁や市役所、秋田港湾を結ぶ道路が一次緊急輸送道路で、病院、警察、消防署の二次拠点を結ぶのが二次緊急輸送道路です。

秋田港アクセス道路についてはまだ整備されていませんが、重要物流道路（平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定した路線のこと。）として指定するように国へ要望しているところです。

工藤嘉範委員（分科員）

同じく148ページの部分で、「橋梁の耐震化の推進」とあります。これまで県が取り組んできた橋の長寿命化の計画がありますよね。長寿命化と耐震

化というのは同一のものですか。それとも何か定義があって、違うものなのですか。

道路課長

橋梁については、橋梁の長寿命化修繕計画を策定して、今後10年間、短期的に修繕すべき505橋を選んで優先順位を付けながら長寿命化に対応しているところです。以前にも説明しましたが、健全度が3であれば早期に対応すべきとか、4であれば緊急に対応すべきとか、健全度によって区分しています。基本的には健全度3以上については、次の点検までに修繕に着手する計画となっています。

橋梁の耐震化に限った計画はありませんが、長寿命化修繕計画によって、先ほど申しましたとおり緊急輸送道路に架かる長さ15メートル以上の橋梁であれば、耐震化と併せて長寿命化の修繕をしているというのが現状です。

工藤嘉範委員（分科員）

当然リンクする部分もあるのだらうと思いますが、149ページの円グラフと長寿命化修繕計画を見ると、何かすっとのみみ込めない気がします。円グラフのデータでは、2019年の現状として供用年数50年以上の橋が3割程度ですが、2039年は逆転して供用年数50年以上の橋が7割程度となります。橋はどんどん古くなっていくことと、長寿命化あるいは耐震化工事で橋が健全性を保っていくということが、どうもすっと落ちてこない気がします。

橋の健全性に関しては全国で物すごい問題になっています。この間もNHKがテレビで放送していたのですが、今後の危険な橋について、もう全国津々浦々バツ印とか赤マークが付いていて、それがインターネットですぐに見ることができるような状況でした。ああいうデータを改善工事によって更新してもらいたいです。道路は迂回できますが、橋はみんなが使うピンポイントのアクセスではないですか。橋がいったん止まるととても大変なことになるので、県も一生懸命取り組んでいるということをもっと見える化というか、もっとうまく表記してもらいたいです。この辺について、みんなに安心感を与えるためにどのように考えますか。

道路課長

平成26年度から橋梁をはじめ道路施設については5年に1度の目視点検をすることになっており、健全度が3以上であれば次の点検までに修繕措置に着手することにしています。委員のおっしゃるとおり、長寿命化と耐震化という2つの期待がありますが、長寿命化修繕計画の中でも例えば跨線橋や跨道橋のようなものは、健全度が2でも優先順位を高くして着手するように計画しています。長寿命化と耐震化の2つを合わせながら計画的に推進していきたいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

そういう工夫は今後も考えてもらいたいと思います。

県が管理する2メートル以上の橋梁は約2,300という膨大な数です。市町村管理も合わせると県内で物すごい数になります。県管理の橋梁に限らず、健全度だとか改修済みだとか、そういうものをインターネットで見られるように配信したりしていますか。あるいは今後取り組んでいきたいという考えはありますか。みんなに安心感を与えるためには見える化が一番大事だと思うのですが、どうですか。

道路課長

見える化については、国とネクスコ（NEXCO東日本（東日本高速道路株式会社））と県と市町村で組織される秋田県道路メンテナンス会議という会議があり、そちらで年1回、例えば各道路管理者の修繕状況のデータを見える化しています。最近では11月末日にウェブサイトで公開しています。

小野一彦委員（分科員）

先ほどの賃金水準向上の関連で伺います。基本的には同感ですが、社会減を抑制するためには賃金水準を上げなければいけない、これに尽きるといった議論をしてきた割には、今までのプランとあまり変わらないような感じを受けます。

まず1つは、4年間の取組の結果、何がどういう状況になるかという指標をある程度設定しなければいけないのではないかと思います。ただ、そうはいつでも民間企業のことなのでなかなか難しいと思いますが、投入指標でもいいので目標を設定できませんか。例えば先ほど三浦課長が説明したような、今までの人材確保に向けた検討に関すること、業界団体の取組に加えて賃金水準向上のためにいろいろな取組をした企業数、そうした取組を格付けに反映するとか、あるいはM&Aで仙台などの企業を買収して進出していくところもあると思います。そういういろいろな部分のパッケージを明確にしながら、各地域で若い人たちの定着につながるような賃金水準の向上などに取り組む企業数を増やしていくのだという部分を目標として掲げられないものですか。

建設政策課長

昨日の総務企画委員会でもいろいろな議論があったと伺っています。この指標の設定方法、考え方については、もしかしたら今後全庁的な何らかの指示なり見直しがあるかもしれないので、そうした中で今の御意見、それから先ほどの瓜生委員からの御指摘等を踏まえて、庁内で議論していきたいと思えます。

小野一彦委員（分科員）

旧東由利町で今年生まれた子は1人だと聞きました。

た。私が生まれたときは150人です。本当に深刻です。自分が今まで何をやってきたのかと感じます。建設業は、秋田県の県民経済計算3兆円の中の2,800億円くらい稼いでいて、地元では消防団もやって場合によっては副業で農業もして、一緒になって地域を守ってくれている方々です。移住ももちろん大事ですが、今は地域に残って地域を守っていきたいという高校生や中学生を一人でも増やしていかなければいけない時期だと思います。

建設産業というのは先ほど工藤委員が話したように様々なプロフェッショナルがいて——事務的な仕事ばかりやりたいという子だけではないことが高校生のアンケートにも出ていると思うので、是非建設部においても職人などの技術者が活躍できる場づくりという観点で意見を言っていただければと思います。部長、どうですか。

建設部長

おっしゃるとおり、新プランそのものが人口減少を最大の課題として捉えてそれをどうするかという話なので、自然減を止めるのは難しい話ですが、その中で社会減をどうやって少なくしていくかが一番の課題だと思っています。そこで賃金格差——東京都の6割ほどしかないこの賃金をいかに上げていくかということになるのですが、建設業は県内では高いほうです。ところがそれでもなかなかうまくいかない状況です。やはりかねてからの3K——きつい、汚い、危険、これを新3Kの給与、休暇、希望にしっかり変えていかないといけない。そのためにはICT、あるいはM&Aという手段もあるかもしれませんが、そういうことに取り組んで経営基盤を強化して、ある程度限られた人数でもしっかりと今までのような仕事ができるように生産性を向上させていく取組が非常に重要だと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

今回も一般質問で除雪の話が取り上げられていましたが、県道の除雪についてです。特に高齢者からですが、除雪で県道の雪を一気に押し去って、寄せられた雪が家の間口に置いていかれるという話を聞きます。秋田市では申請すれば取り除いてくれますが、県道にはそういうシステムはあるのですか。車で走る人のためだけに一生懸命県道だけを除雪すればいいと思っているのか、県道に間口が面した家の方々をどう考えてくれるのか、ということです。国道の除雪は雪を飛ばしていくので、飛ばしてはいけないところについては雪が降る前にさおを立てたりして赤いリボンのようなものを付けるのではなく、県道の除雪ではそういう配慮や打合せなどは一切ないのですか。どういう対応になっていますか。

道路課長

基本的には、間口除雪については考慮せずに県道

の除雪をしています。例えば除雪グレーダ（除雪車両の一つ）は雪を前に持って引っ張っていくとか、そういう個々の事例もありますが、基本的には間口除雪は実施していません。

工藤嘉範委員（分科員）

このまま続けるのか、それでいいのかということを知っているのですが。

道路課長

県道の除雪については、早朝の通勤時間帯に間に合うように、降雪が10センチ以上となる場合は夜遅くから出動しています。間口除雪に関する苦情があるとはいえ、それに対応していくと朝の通勤時間帯に間に合わないということもあるので、そこは現状を把握していきたいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

悩んでいる高齢者が県内で増えてきていること、これまでとは違った対応が必要になってくるのではないかということを知っているのを頭の片隅に置いてもらって、地域振興局を通しながら何かいいアイデアだとか——お金が掛かることであればとても大変かもしれないですが、対応を考えてもらいたいということをお願いいたします。

例の入札に関する事件以来、各地域振興局においても事業者との打合せは2人以上の職員での対応を徹底するなど非常にナーバスになっているようで、現場代理人の方々にとっては非常に仕事をやりづらみ面があるという相談をしてくれた方がいました。確かにそうしたことを徹底するのはとてもいいことなのですが、職員が2人いないから打合せができないということではなく、そこは柔軟に対応するかどうか、その辺の苦情など——業者はそういうことは言えないでしょうから、そういう状況はどのように把握していますか。

建設政策課長

9月議会の委員会での指摘もありましたので、コンプライアンスの徹底はベースにしながらも、最低限回避するのは個室——人から見えない場所での1対1という状況は絶対にやめるように徹底していますが、例えば現場代理人と具体の工事に関する打合せについては、相手方が1人、こちらが1人であってもオープンスペースでの対応であれば支障はないと伝えていきます。また、業界団体の方々との意見交換は様々な場面において重要ですので、複数名による対応というのはある程度確保しつつ、柔軟な対応といえますか、適切な対応に努めるよう、様々な機会を通じて地域振興局に伝えていきます。

渡部英治委員（分科員）

除雪に関して伺います。昨年の豪雪と違って今年の12月は比較的雪が少ないです。県道を除雪するために出動したのは日曜日だけだと思っていますが、

それでいいですか。

道路課長

今年は少雪ですが山間部ではある程度降っているので、山間部のほうでは出動しています。

渡部英治委員（分科員）

歩道除雪がどの程度進むのか、あるいはどの程度進めようとしているのか、これは地域振興局や市町村との除雪会議等の中で話題になっていると思いますが、現状はどのようになっていますか。

道路課長

歩道の除雪については、総延長の約50%を除雪することとしており、通学路など歩行者の状況に応じて早朝などに実施しています。

渡部英治委員（分科員）

県南部の豪雪地帯では、消雪（地下水を利用してパイプから水を放出して雪を溶かすなど、人工的に雪を消すこと。）あるいは無散水方式（地下水を散水しないで、舗装内に埋設した管からの放熱で雪を溶かす方法のこと。）といったいろいろな形で取り組んでいます。新たな歩道が整備された場合はそうしたものにシフトしていると思っていますが、その辺の歩道除雪の方針はどうなっていますか。

道路課長

歩道の無散水施設については、予算が厳しいため秋田市内などのいわゆる都市部の駅周辺や病院周辺などを更新しているのが現状です。新たに整備している歩道については、一部では街路整備事業により融雪施設を導入しているところもありますが、基本的に地方部の歩道については通常の除雪で対応しています。

渡部英治委員（分科員）

除雪後のことでネックになっているのは交差点を含む県道と市町村道の境界の除雪に関する苦情——私はあまり苦情と言いたくないので要望として聞いているのですが——要望事項が結構あります。その辺はどのように把握していますか。

道路課長

昨年の豪雪を踏まえて、5月に県南の市町村と地域振興局から除雪の反省点などを伺ったのですが、道路管理者が異なる交差点に関しては出動の時間で差が出たと聞いています。原則としては、後から出動したほうが交差点の中を除雪するので、そのように徹底していきます。

渡部英治委員（分科員）

常日頃の市町村との連携は大事だと思いますので、これからもきちんと取り組んでください。

佐藤信喜委員（分科員）

新プランの素案のことで伺います。47ページの指標の中に「県内建設業に就職した新規高校卒業生数」とあり、目標値が毎年150となっています。

ここの数値は秋田労働局の調査数値を基に記載していると思うのですが、今回の新プランの素案は、全体的に見て出生数とか人口をどう維持していくかについて具体的に記載されていません。その中で建設に関する数値をピックアップしますが、労働局の資料を見ると建設業の求人数は1,059人となっています。2020年に県内建設業に就職した新規高校卒業生数は152人です。建設業の充足率は14.4%ですが、この数字のままでいいのでしょうか。実際に県内の建設業がある程度の工事を進めいく上では、毎年最低限度この人数は確保したいといった具体的な数字がこの150という数字なのですか。

建設政策課長

建設分野における人手不足や求人難の状況を踏まえ、新規高校卒業生の新規入職者数という数字が適切と考えて指標としました。その数字の大きさについてですが、今後も少子化の問題があるほか、進学率が少しずつですが上がっている状況もあるので、高校を卒業して就職する人の数はますます減っていく中で業界と一緒に頑張る今の150人の水準を今後も維持していきたいと考えて目標設定したものです。

佐藤信喜委員（分科員）

そういう思いでこの数字を設定したということであれば今度は46ページですが、現在は建設産業担い手確保育成センターがありますが、建設産業活性化センター（仮称）という新たなものが出てきています。これは多分機能的には同じものを想定していると思うのですが、ここの役割がとても重要になってくると思います。ここに主な取組としていろいろ記載していますが、女性についても記載することを検討してほしいと思います。今、建設女子ということで県内各地で盛り上がりを見せています。今年は確かイオンでもイベントをしていたと思いますが、やはり女性もここに絡めて業界全体で取り組んでいくというような、そういった夢のあるプランへの位置づけを図っていただければと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

建設政策課長

これまで5年間の建設産業担い手確保育成センターの取組の三本柱の一つとして、女性の新規入職者の促進を含めた女性活躍の促進というテーマがあり、この5年間で各地域全ての建設業協会女性支部が立ち上がり、体制が大分整っています。

次の新プランにおいては、若手技術者の確保に加えて、建設産業全体のイメージアップや経営基盤の強化を追加してスケールアップしていきたいという思いがあります。女性については、ここに記載できる文字数が限られており、女性技術者の確保はある意味ベーシックな取組として大分定着してきたこと

を踏まえて若手技術者の中に含めた表記としましたが、埋もれてしまっているのが今後検討したいと思います。

佐藤信喜委員（分科員）

「若手や女性技術者等」という表現でもいいと思います。市町村の中には女性の資格取得に対する支援に取り組んでいこうと考えているところもあるようなので、女性技術者の確保に向けて業界も行政もしっかり盛り上げていくということを文字として表していただきたいと思います。

小野一彦委員（分科員）

9月議会の一般質問において、建設業のイメージアップを図るためにも、県内の様々なインフラの県民理解を図るためにも、地元にはこんなに素晴らしいものを造る会社があって、こんなに素晴らしい橋やダム、水力発電など様々なものがあるということに関して話をしました。知事は、今もいろいろな情報を提供しているのだけれども、これまでは公開できなかったところも見学できるように——例えば工業高校の子供たちが見学できるようにしていくと答弁していました。また、新たなツーリズムとして、他の資源と組み合わせて一つの地域だけではなくて全県の素晴らしいものを見て歩くようなことができないか検討していくと答弁していました。この新プランの素案の作成に当たって、そうした可能性を検討しましたか。

建設政策課長

県内での賃金水準の比較優位性が新規入職者の拡大になかなか結びついていない課題を解決するためにも、そうしたイメージアップについては次の新プランでの大きなキーワードとして考えています。

これまで秋田県が発展してきた上で、インフラの整備がいかに貢献してきたかというところを特に小中学生であったり、その親御さんであったり、そうした方々に訴求していくことは、直ちに観光振興とまではいかないにしても、建設産業の振興や新規入職者の拡大という点において重要だと思っていますので、来年度以降、何らかの取組はやりたいと考えています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、建設部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月20日、月曜日の予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論、採決を行います。

散会します。

令和3年12月20日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 建設部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)
- 2 議案第205号
秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案 (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 3 議案第213号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 4 議案第214号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 5 議案第215号
公の施設の指定管理者の指定について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 6 所管事項調査の継続 (継続決定)

本日の出席状況

出席委員

委員長	佐藤信喜
副委員長	鳥井修
委員	川口一
委員	工藤嘉範
委員	瓜生望
委員	渡部英治
委員	小野一彦

書記

議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	村上忍
建設部建設政策課	鎌田大将

会議の概要

午後 1時33分 開議

出席委員

委員長	佐藤信喜
副委員長	鳥井修
委員	川口一
委員	工藤嘉範
委員	瓜生望
委員	渡部英治
委員	小野一彦

説明者

建設部長	佐藤秀治
------	------

建設部建設技監	田中倫英
建設部港湾技監	鮫島和範
建設部次長	佐々木寿一
建設部次長	奈良滋
建設部建設産業振興統括監	浅井学
参事(兼)営繕課長	佐藤温
建設政策課長	三浦卓実

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、執行部より発言を求められておりますので、これを許可します。

建設政策課長

【建設工事受注動向調査結果報告について当日配付資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明についての質疑を行います。

渡部英治委員

この件については、部長が総括審査(予算特別委員会)のときに、今の課長からの説明にあったように「飽くまでも現時点では。」と前置きしながら答弁していましたが、結果として改ざんの実態が出てきました。新聞では全国紙も地元紙もいろいろと報道していますが、最も心配なのは、建設工事受注動態統計は基幹統計なので、建設部だけのことではなく、国や県の統計全体にどのような影響があるのかです。その点についてどのように考えていますか。

建設政策課長

今回の事象については、県も国も同様だと思っています。具体的には、国交省が扱う統計調査に限った問題なのか、それとも総務省が扱う国の統計全体の問題なのかといった様々な議論があると聞いています。

このような全国統計は、基本的には担当部署が国からの受託事務として行っているため、国から指示があればそれに従うことになると思います。

渡部英治委員

統計は政策立案など様々なことに活かされていくので、そういう意味で重要だという認識を持っています。特に建設工事の受注に関する統計なので、そういう受け止め方をしています。

平成30年度以降の資料しか残っていないのですが、国から改善指示があったということは、それ以前に書き換えをしてくださいたという指示があったはずですが、先ほどの説明では、その指示があった時期は不明で、いつから書き換えをしているのかわからないということでした。また、以前の担当者から聞き取り調査をしたという説明でしたので、統

計に関する業務は同じ人が継続的に担当しているわけではなく、現在携わっている方は書き換えに関与していないと受け止めました。この業務については、そのときの担当者しか分からない仕組みになっているのですか。

建設政策課長

業務量は一千何百件とボリュームがありますが、基本的には各企業から来た調査票を一月分まとめて国にそのまま送付するという、かなりシンプルな業務です。そうした関係もあり、資料の保存期間は県庁の文書保存ルールの中で最も短い2年限りとなっています。

今回の話が全国紙に掲載された時点では、手元に今年度の書類のほか令和元年度と令和2年度の書類がありました。その2つを見たのですが、書き換えを指示するような国からの書類はありませんでした。更に調べたところ、保存期間が経過している平成30年度の書類がたまたま残っており、その書類にあった国からの一連のマニュアルの中に、新聞で報道されていたことと同様の内容を県に指示する資料を見つけたという経緯です。

渡部英治委員

上乘せられていた受注データについて、国では全体のうち報告が遅れていた1割程度と説明しています。県においては全体の2.7%なので少ないほうかもしれません。この点についてはあまり影響がないと認識していますが、国からの指示とはいえ、事業者に対して指導的な立場にありながらこういうことが発生すること自体、データに対する信頼をかなり失うのではないかと思います。この件については尾を引く心配があります。今日の説明で終わりということではなく、今後、建設業の方々あるいは一般県民に対して説明するなど、何らかの対応が重要だと思うのですが、部長はどのように考えますか。

建設部長

確かに今回の件は業者から報告された数値を書き直しているのですが、本来あってはならない事案だと思います。しかし、この統計調査は国が都道府県に依頼しているものであり、県としてはその中で「このように集計して出してください。」という指示に従って提出しているのです。結果としてはやむを得なかったと思っています。秋田県にだけ数値を書き直す指示があったのであれば別ですが、全ての都道府県に対するものなので、今回の件に関してはやむを得なかったと思います。指示の内容は、当月より以前の報告していない月の分を合算して1か月にまとめて出してくださいというもので、県は指示のとおり出しているわけですが、その後の国の作業については全く分かりませんので、その辺は何ともコメントできません。報告のなかった月に国が仮の数値を入

れていて、その部分が合算した数値の報告後に二重になっているということの問題になっていますが、県はそこには関与していません。

また、今後の対応については、これからもいろいろな調査があるので、疑問に思ったときは国に対してそれでいいかどうか再度確認するなど、より適正な統計になるように努めていきたいと思えます。

渡部英治委員

その状況は大体分かりますし、やむを得ないといった意味合いも分かりますが、統計というのは通常の業務とは異なるところがあります。今、新秋田元気創造プランの目標設定などが議論になっていて、様々なデータが重要になってきます。このタイミングでこういう事案が出てくると、何をよりどころにするのかという部分で非常に問題が出てくるので、その辺をきちんと認識した上でこれから対応してもらいたいと思えます。

建設部長

確かに政策立案の段階で一番重要なのはデータです。どちらの方向に向かっていくのか、どのレベルまで頑張っていくのかというのはデータに基づいて決まっていくので、これからも引き続き適正なデータの管理や情報提供の仕方をしっかりと考えていきたいと思えます。

工藤嘉範委員

今の説明から都道府県の職員は違法なことはしていないと受け止めたのですが、建設部は問題が発覚した端緒や経緯は把握しているのですか。

建設政策課長

この問題について国から通知や連絡が来たわけではないので、結局はマスコミ報道を見ながら把握したところでした。最初に知ったのは今月15日付の全国紙の朝刊でした。その後の報道を見ておきますと、以前統計で不正があったことを踏まえてかは分かりませんが、会計検査院が国の統計事務を確認したところ、県の提出資料に対する書き換えの指示が判明しました。判明した時期は令和元年秋頃だと思いますが、会計検査院が国交省に何らかの指摘をし、その後国（国土交通省）から都道府県に対して令和元年12月以降は書き換えをしなくていいという指示をしたという経緯です。

工藤嘉範委員

この問題は統計法に違反している事案なのですか。

建設政策課長

それも新聞報道等による理解ですが、今はそういったことについて国交省が聞かれていろいろやり取りしているところだと思っています。

工藤嘉範委員

書き換えを指示する書類は、新聞などの報道によれば手法の図式まで載っている緻密なマニュアルだ

ったので驚きました。再雇用されていた事務担当者に聞き取りした際に、そのマニュアルについて「これはおかしいな。」とか「こういうやり方もあるのかな。」といった話はありませんでしたか。

建設政策課長

聞き取りでは、報道にあるような形で事務を行ったかどうかを聞き、そういう記憶があるということを確認したところです。工藤委員がおっしゃるような機微までは聞き取りしていません。

月遅れで提出された調査票——全国的には1割と言われており、秋田県では2.7%程度ですが——この国への報告の処理については当該月の分にまとめて合算してくださいという指示があり、年間分の数字をしっかりと把握するためであればそういう処理も必要なことかもしれないので、推測ですが、当時の事務担当者としては淡々と対応していたような気はいたします。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で、建設部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 1時52分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

建設部長	佐藤秀治
建設部建設技監	田中倫英
建設部港湾技監	鮫島和範
建設部次長	佐々木寿一
建設部次長	奈良滋
建設部建設産業振興統括監	浅井学
参事(兼)営繕課長	佐藤温
建設政策課長	三浦卓実
会計管理者(兼)出納局長	奈良聡
監査委員事務局長	智田邦英
労働委員会事務局長	岡崎佳治

委員長

委員会を再開します。

各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。議案第205号、議案第213号、議案第214号及び議案第215号、以上4件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。議案第205号ほか3件は、原案のとおり可決すべきものと、決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第205号ほか3件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、所管事項について、閉会中においても調査を継続することとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することと決定されました。この旨、議長に申し出ることといたします。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後 1時53分 閉会